

国 不 土 第 59 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長  
( 公 印 省 略 )

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則及び「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について」の一部改正について

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、国民や事業者等に対して押印を求めている法令、通達等の改正を行うこととされ、これを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の改正を行うことを目的とした、押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 98 号）により、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「規則」という。）に定める様式の一部についても押印を不要とする改正がされ、これについては令和 2 年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日に施行されます。

これに併せて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について（平成 30 年国土企第 37 号。以下「通知」という。）において参考様式として定める一部の様式についても、押印を不要とする改正がされ、同日より施行されます。

これを受け、今後、都道府県の各部局におかれましては、各種事務処理に当たり、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に留意頂くとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

## 記

### 1. 規則に定める一部様式における「印」の削除について

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 9 条第 3 項に基づき地域福利増進事業を実施しようとする者が収用委員会に土地収用法第 94 条第 2 項の規定による裁決申請をする際の別記様式第 5（規則第 10 条関係）、法第 10 条第 2 項（法第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき地域福利増進事業を実施しようとする者が都道府県知事に同条第 1 項に規定する土地使用権等の取得についての裁定申請をする際の別記様式第 6（規則第 14 条関係）、法第 27 条第 2 項に基づき土地収用法第 8 条第 1 項に規定する起業者が特定所有者不明土地の収用又は使用について都道府県知事に裁定申請をする際の別記様式第 10（規則第 34 条関係）について、様式中「印」を削除することとした。

### 2. 通知に定める一部参考様式における「印」の削除について（別紙 1 及び 2 参照）

法第 39 条第 2 項及び規則第 54 条第 1 項に基づき法第 39 条第 1 項に規定する土地所有者等関連情報の提供を求める書類（通知別紙 1 関係）、規則第 55 条第 1 項の規定に基づき地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要性を証する書類（通知別紙 4 関係）について、様式中「印」を削除する等の所要の改正を行うこととした。

### 3. 留意点

規則及び通知による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することとして差し支えなく、押印がある場合でもそれを理由に受付を拒否することのないようにされたい。

以上

土地所有者等関連情報提供請求書

年 月 日

都道府県知事  
市町村長 殿

住所  
氏名又は名称

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条第 2 項及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第 54 条第 1 項の規定に基づき、下記の対象土地に係る土地所有者等関連情報の提供を下記のとおり求めます。

記

1. 対象土地の所在及び地番
2. 事業の種類及び内容
3. 土地所有者等関連情報の提供を求める理由
4. その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 「事業の種類」は地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種類等を記載するものとする。
3. 「土地所有者等関連情報の提供を求める理由」は、探索を行ってもなお所有者を確知できなかった旨、請求者が探索のためとった措置の内容及び提供を求める土地所有者等関連情報を記載するものとする。
4. 「その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項」は、以下の事項を記載するものとする。
  - ・ 請求者の性別及び生年月日（請求者が法人である場合には、役員の氏名、住所、性別及び生年月日）
  - ・ 個人情報保護関係法令に規定する個人情報の安全管理のための措置の概要

- 取得した土地所有者等関連情報を地域福利増進事業等の実施の準備以外の目的で利用しないことを誓約する旨
- 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないことを誓約する旨
- 地域福利増進事業等を実施しないこととした場合において取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄することを誓約する旨

土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求書

年 月 日

市町村長 殿

住所

氏名又は名称

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第 55 条第 1 項の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付を下記のとおり求めます。

記

1. 対象土地の所在及び地番
2. 事業の種類及び内容
3. 土地所有者等関連情報の提供を求める理由
4. 土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所
5. その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 「事業の種類」は地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種類等を記載するものとする。
3. 「土地所有者等関連情報の提供を求める理由」は、探索を行ってもなお所有者を確知できなかった旨、請求者が探索のためとった措置の内容及び提供を求める土地所有者等関連情報を記載するものとする。
4. 「土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所」は、住民票の写し等を請求する場合には氏名及び住所を、戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しを請求する場合には氏名及び本籍を記載するものとする。
5. 「その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項」は、以下の事項を記載するものとする。
  - ・ 請求者の性別及び生年月日（請求者が法人である場合には、役員の氏名、住所、性別及び生年月日）
  - ・ 個人情報保護関係法令に規定する個人情報の安全管理のための措置の概要
  - ・ 取得した土地所有者等関連情報を地域福利増進事業等の実施の準備以外の目的で利用し

ないことを誓約する旨

- 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないことを誓約する旨
- 地域福利増進事業等を実施しないこととした場合において取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄することを誓約する旨